

---

# 1. 委員会中間報告

---

ここでは全体としての評価を報告します。

各事業の詳細評価は、次項の小委員会報告で致します。

---

## ■中間報告の位置づけ

---

この中間報告は、市の平成20年度当初予算要求時期に参考資料として間に合わせる為に、第一次中間報告を今回の10月12日（金）に、第二次中間報告を12月下旬迄に致します。

---

## ■事務事業評価について

---

### ●19年度の評価方針

19年度の評価対象は、18年度に実施した全ての事務事業で854事業です。今回の中間報告では、そのうち620事業を報告致します。

19年度は、18年度において「未評価」だったもの、及び市より「未提出」だったものを優先に評価を行っております。また18年度、市より提示された事業一覧では一部において細かく分かれ過ぎていた事業もあったので、19年度は施策一覧（目的が同じ事業の括り）及び横断的テーマ（連携した事業）から選定する方法も取り入れました。

### ●評価の視点について

市民による行政評価委員会は以下の視点に立って、行政評価を行っております。

- ①必要性…事業の性質から見て、行政が関与する必要があるかどうかを評価します。この視点に該当しない場合、事業がどれだけ効果を出していても、その事業は市が実施すべきものではないと判断されます。すなわち、この視点は、行政が実施する事業として備えていなければならない最低条件であると言えます。
- ②有効性…事業の内容が成果に結びついているか、目標が達成できているかどうかを評価します。この視点の評価が低い場合、類似事業との連携や統廃合を図るなど、事業の見直しを行う必要があります。
- ③効率性…投入したコストに見合った活動が行われているかどうかを評価します。この視点の評価が低い場合、事業内容や事務処理に非効率な部分があることになり、人員配置や実施方法・実施主体の見直し、事務手続の簡略化・省略化が必要になります。

以上3つの視点から各事務事業を評価することにより、総合的な評価を行います。

### ●評価の基準について

市民による行政評価委員会は以下の基準において、行政評価を行っております。

- ① 拡大：予算を増額し、力を入れて取り組む事業
- ② 現状維持：同程度の予算規模で継続していく事業（予算の自然減も含む）
- ③ 縮小：予算規模を縮小していく事業
- ④ 廃止(民間団体等に委ねる)：19年度限りで民間団体に委ねる事業
- 廃止(整理統合して廃止)：20年度に他の事業と統合する事業
- 廃止(休止)：19年度限りで一時休止する事業



ように項目を絞りました。

- ① 外郭団体に対する勉強会及び聴き取り作業
- ② 総合事務所のあり方に関する勉強会及び聴き取り作業
- ③ 歳入・歳出にかかる項目の勉強会及び聴き取り作業
- ④ 市有財産のあり方の勉強会及び聴き取り作業
- ⑤ 有効な資源の活用と組織のあり方の勉強会及び聴き取り作業

などです。

#### ●進捗状況について

今年4月25日(水)に、市民による行政評価委員会全体会議において特定課題の工程が承認され、9月末日時点での進捗状況は以下のとおりです。

- ・10の外郭団体に対する勉強会及び聴き取り作業
- ・総合事務所のあり方に関する勉強会及び聴き取り作業
- ・歳入・歳出にかかる項目の勉強会及び聴き取り作業

→内容については、114ページからの特定課題の報告で致します。

---

#### ■行政評価の課題点について

---

18年度に当委員会は以下のような指摘を市に対して行いました。

- ①内部評価資料の数値データが曖昧で不十分な資料が多いため、外部評価が出来ない。
- ②どの様な効果が得られているのか、検証されていないケースが多い。費用対効果を掴んでいない。
- ③「いつまでに・何を・どうする」といった適切な答えがない。
- ④市職員に、財政危機状況だという意識が薄い。

それに対して19年度は各委員からの厳しい指摘もあって、所属長の今後の取り組み説明や事業費、人件費の数値的説明等において多少改善も見られましたが、部署や職員によっては意識改革の欠如もあって改善されていない所がまだあります。

また職員が複数の事業を担当している中で、それぞれが個々の事業にどれだけの労力をかけているかの把握、認識が不十分です。これは業務量を把握するための基礎データを算出するシステムが出来ていないからで、業務量に比例する人件費への意識を高めてもらう意味からも、有効なシステムが必要です。

---

#### 【解説】事務事業シートの改善点について

18年度末に以下の点について市に改善を依頼し、19年度より改善されました。

- (i)事業期間の統一した考え方…事業期間の欄を空欄にしないようにしました。また事業期間が明確に出来ない事業については、見直し期間として新市総合計画に基づく平成17年度～平成26年度としました。
- (ii)人件費算定のルール…日単価を事業担当課の課長以下の平均単価としました。
- (iii)所属長の意見欄を「今後の方向案」と「具体的な取り組み」に変更…所属長として、今後その事業をどのようにしていきたいか、どのようにしていくべきかを記入してもらいました。